

夜間金庫使用規定

2020年6月現在

毎度お引き立てを賜り有難うございます。
「夜間金庫」のお取引についてはこの夜間金庫使用規定によって取扱いいたします。
ご一読くださいますようお願い申し上げます。



1. この規定の取引に係る契約の成立

当金庫は、お客さまからこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときに、当該取引に係る契約が成立するものとします。

2. 夜間金庫は、使用契約者が当金庫の当座預金、普通預金等へ営業時間以外にご入金の場合にのみ使用することができます。この場合、当金庫は本規定のほか当座預金、普通預金等の規定によりお取扱いいたします。

3. ご入金の場合は、当金庫所定の「夜間金庫専用入金票控（2枚複写）」に氏名、金額、投入日付、金種欄をご記入のうえ、現金、小切手等とともに預入用袋に入れ施錠し、投入してください。夜間金庫に投入したあと夜間金庫扉を閉め、扉を施錠してください。

預入用袋は、当金庫制定のものを必ず使用し、袋は1個ずつ投入してください。預入用袋が落下するとレシート受取口よりレシートが出てきますので、必ずお持ち帰りください。レシートが出てこないときは当店にご連絡ください。

4. 夜間金庫にお入れになった預入用袋は、翌営業日に開封し内容を確認のうえ、ご入金いたします。万一、現金その他が同封の入金票記載金額と相違する場合は、当金庫で再鑑した金額をもって処理します。

5. 天災その他不可抗力による損害、当金庫が内容を確認する前に生じた損害（金庫投入口扉や預入用袋の閉鎖施錠不完全による事故等）については、当金庫は責任を負いません。

6. 使用者は当金庫営業時間中にご来店のうえ、預入用袋をお受取ください。

7. 預入用副鍵は当金庫が所持し、その開閉に使用します。

8. 夜間金庫投入口扉鍵、預入用袋およびその鍵の保管については、十分ご注意ください。万一喪失、破損した場合は直ちに当金庫へその旨お届けください。お届けがないために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。上記の場合、その修理、再製の費用はご負担いただきます。

9. 契約期間は1年間とし、特にお申出がないかぎり更に1年間延長し、以後も同様とします。ただし、夜間金庫のご使用は、当金庫の都合でいつでも一時中止、または解約することができます。

10. 夜間金庫使用契約を解約の場合は、投入口用扉鍵、預入用袋および預入用袋正鍵は、直ちにお返しくください。

11. この夜間金庫投入口扉鍵、預入用袋、鍵または夜間金庫使用権は他に転貸、譲渡、売買または質入れすることはできません。

12. 夜間金庫使用契約に際しまして、使用契約者の方は利用手数料年額 36,000 円（消費税別）をご負担いただきます。利用手数料は前払いとし、年1回10月5日（金庫休業日のときは翌営業日）に翌年9月末日までの年間手数料を、ご指定の預金口座より自動振替にて徴収いたします。ただし、初回のお申込のときにかぎり、9月末日までの手数料を月割りで算出した額を窓口にてお支払いいただきます。お支払いいただきました手数料は原則としてご返却いたしません。

13. 夜間金庫専用入金票は、当座預金、普通預金いずれも1冊（50組綴り）4,000円（消費税別）にて別途購入していただき、夜間金庫ご利用の際は必ずご使用いただきます。

14. 規定の変更

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又その他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上